

第 47 号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する」の次に「児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設、」を加え、「、児童発達支援センター」を削り、同号シ中「サ」を「シ」に改め、同号シを同号スとし、同号サの次に次のように加える。

シ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設

第2条第8号中「上り用湯」を「上がり用湯」に改め、同条第9号中「上り用水」を「上がり用水」に改め、同条第11号中「ろ過器」を「ろ過器等」に改め、同条に次の4号を加える。

- (12) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等微細な異物を除去する装置をいう。
- (13) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の毛髪等異物を捕集する網状の装置をいう。
- (14) 貯湯槽 原湯等入浴のために使用する温水を貯留する槽をいう。
- (15) オーバーフロー水 浴槽からあふれた湯水をいう。

第3条第1項第1号中「原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同項第3号中「の調整に使用する設備」を「を調節するための槽（以下「調節箱」という。）」に、「当該設備」を「調節箱」に改め、同項第6号中「通常1リットル中0.2ミリグラムから0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努める」を「規則で定める基準に適合させる」に改め、同項第8号及び第9号中「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に改め、同項第14号ウ中「ろ過器と」を「ろ過器等と」に改め、同号中クをケとし、キをクとし、

カをキとし、同号オ本文中「浴槽からあふれた湯水」を「オーバーフロー水及びオーバーフロー水」に改め、同号オただし書中「回収槽の」の次に「内部、オーバーフロー水の配管等オーバーフロー水の流路の」を加え、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ 循環配管は、図面等によりその設置の状況を正確に把握し、不要な配管は、除去し、又は通水しないこととする措置をとること。

第3条第1項第14号に次のように加える。

コ 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

第3条第1項中第15号を第17号とし、第14号の次に次の2号を加える。

(15) 配管を要する水位計を設置している場合にあっては、その配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(16) シャワーを設置している場合にあっては、規則で定める基準により衛生に必要な措置をとること。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 貯湯槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行える構造であること。

イ 完全に排水が行える構造であること。

第3条第2項第2号中「あっては」の次に「、点検、清掃及び排水を行うことができ」を、「土ぼこり」の次に「及び浴槽水」を加え、同項第4号オ中「回収槽内」を「オーバーフロー水及び回収槽内」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃が行える構造であること。

(6) 配管を要する水位計を設置する場合にあっては、その配管内の洗浄及び消毒が行える構造であること。

(7) 配管は、その内部の浴槽水として利用される湯水を完全に排水できる構造とすること。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の改正規定 公布の日

(2) 第2条第4号の改正規定（同号イの改正規定を除く。）及び次項の規定 令和2

年 4 月 1 日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 令和 2 年 1 0 月 1 日

(経過措置)

2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に設置されている社会福祉法に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設の入浴施設については、同号に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（以下「4 月新条例」という。）第 4 条第 2 項（4 月新条例第 3 条第 2 項各号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定は、前項第 2 号に掲げる規定の施行の日から同項第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間において初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。

3 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の際現に設置されている入浴施設については、同号に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（以下「1 0 月新条例」という。）第 3 条第 2 項、同条第 3 項（1 0 月新条例第 3 条第 2 項各号に掲げる基準に係る部分に限る。）及び第 4 条第 2 項（1 0 月新条例第 3 条第 2 項各号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日以後初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。

(提案理由)

社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）等の一部改正を踏まえ、入浴施設の衛生管理について必要な措置を講じることとされる社会福祉施設等を追加するとともに、レジオネラ症発生防止対策に関する最新の知見を踏まえ、入浴施設の衛生管理について必要な措置及び構造設備の基準を見直す等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。